

文京区特別養護老人ホーム入所申請のご案内

文京区では、「文京区特別養護老人ホーム入所指針」に基づき、原則要介護3以上で、特別養護老人ホームに入所する必要性が高いと判定された方が、優先して入所できる仕組みとしています。

【優先度の判定】

入所申込書に基づいて項目を点数化して優先度の判定を行い、点数の高い方から順番に入所希望者名簿に記載します。(配点は裏面参照)

【入所申込の方法】

ケアマネジャー等と協議のうえ入所申込書を作成し、**入所を希望する施設に必要書類を直接提出してください。**区内施設は5件まで申込可能です。なお、**区外施設(8か所)に申込する場合は、文京区高齢福祉課に必要書類を提出してください。**

入所申込に必要な書類(1施設につき1セットご準備ください)

- ①入所申込書 ②介護保険被保険者証の写し
- ③最近3か月分の介護サービス利用票及び介護サービス利用票別表の写し
- *③は在宅の方のみ提出
- 要介護1又は2で、区の特例入所の対象に該当すると思われる方**
- 上記に加え、④特例入所調査票
- ⑤愛の手帳または精神障害者手帳を所持している方は、手帳を申請時に提示

【入所希望者名簿の登載スケジュール】

申込日	名簿登載時期
2月末まで	4月
5月末まで	7月
8月末まで	10月
11月末まで	1月

順位は、申込をした施設又は区にお問い合わせください。
空きが出た場合の施設からのお声かけは、原則として、上位の方から順番に行います。
なお、入所希望者の性別や医療的ケアの状況等により、必ずしも順位通りに声がかからない場合があります。

【入所申込の有効期限】

有効期限は、申込日から3年後の12月末です。なお、期限到来前にご案内を区から送付します。(例：令和7年1月～12月の間に申込した場合、令和10年12月末まで有効)

【入所申込をした後で、心身の状態や家族の状況等が変わった場合】

ご本人の心身の状態や介護者の状況が変わった場合は、再申込が必要です。再申込がない場合は、以前に提出された入所申込書に基づく点数がそのまま継続されます。

※ご不明な点は、各施設又は区にお問い合わせください。

《お問い合わせ先》

文京区福祉部高齢福祉課高齢者相談係
電話：03-5803-1382(直通)

【文京区特別養護老人ホーム入所基準】

特別養護老人ホームの入所優先度の判定は、次の基準に基づいて配点を行い、点数の高い方から順に入所希望者名簿に記載します。なお、同点となった場合には、生年月日順に記載します。

1 本人の状況

介護保険証に記載された要介護度による配点

要介護5	要介護4	要介護3	要介護2	要介護1	
25点	20点	6点	4点	2点	点

認知症の症状による配点（要介護3の方のみ加点）

重度の認知症	中度の認知症	軽い認知症	
15点	10点	5点	点

障害等の状況による配点（要介護1又は2で特例入所を希望する方のみ加点）

重度の障害等	中度の障害等	軽度の障害等	
15点	10点	5点	点

年齢による配点

入所申込者の年齢が満85歳以上	2点		点
-----------------	----	--	---

区内居住年数による配点

区内居住10年以上	区内居住3～9年	区内居住3年未満	
5点	3点	1点	点

2 在宅介護の状況

介護保険の在宅サービス利用状況による配点

在宅サービス6割以上利用	在宅サービス6割未満利用	
3点	1点	点

居住状況による配点 ※施設・病院で待機可と回答した人は家族等の状況は加点されません。

立退きを迫られ行き先なし	3点	
退院等を迫られ行き先なし	1点	点

3 家族等の状況

介護者がいない場合の配点

介護者なし	20点		点
-------	-----	--	---

介護者の状況による配点

※「介護者が遠方に居住」の場合は「介護をしている人たちの状況による配点」はありません。

介護者が75歳以上	3点		点
介護者が遠方（1時間以上）に居住	6点		点

主介護者の疾病等による配点

介護が困難	軽介護であれば可能	介護できる	
6点	4点	0点	点

主介護者の就労状況（1日平均）による配点

7時間以上	4～7時間未満	4時間未満	就労なし	
6点	4点	2点	0点	点

介護をしている人たちの状況による配点

介護者の関わりなし	介護者の関わり薄い	介護者を中心に介護	
6点	4点	0点	点

周囲の介護協力の状況による配点

周囲の協力なし	月に数回あり	週に数回あり	毎日あり	
6点	4点	2点	0点	点

該当する項目についての合計点が優先度の判定基準となります。